

山形市立図書館資料収集方針

1 基本理念

山形市立図書館（以下「図書館」という。）は、公立図書館の役割と、住民の知る自由、知る権利に十分配慮して、幼児から高齢者までの市民各層の教養、調査研究、生活、娯楽、趣味等の要望にこたえるため図書館資料（以下「資料」という。）を収集する。

資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」から、自らの責任に基づき、あらゆる分野において公平・自由に収集する。

2 収集方針

- (1) 収集資料は国内で刊行される資料を中心に、各分野にわたり広く収集する。
- (2) 資料収集において、出版取次ルートにのりにくい地方出版社の刊行物及び自費出版物についても、資料的価値の高いものは収集する。
- (3) 国立国会図書館、県内図書館等他館の蔵書構成に配慮しながら資料収集を行う。
- (4) 山形市に関係する資料は網羅的に収集する。
- (5) 利用度の高い資料及び保存上必要な資料は、必要な範囲において複本を収集する。
- (6) 本館は中心館として市内全域のサービスに配慮し、分館及び分室は地域の特性も考慮に入れながら資料の収集を図る。
- (7) 収集方法については購入によるもののほか、寄贈等にも留意して収集する。

3 収集資料の種類

収集資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 図書（一般書、児童図書、参考図書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- (3) 郷土資料及び地方行財政資料
- (4) 官公庁出版物
- (5) 視聴覚資料
- (6) その他

収集資料の種類別選定基準は、別に定める「山形市立図書館資料選定基準」による。